

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのときは、それと同日)

必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第一条 自然科学館の開館時間は、午前九時から午後四時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第三条 自然科学館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日である場合は、その翌日）

二 一月一日から三月三十日まで及び十二月一日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(行為の制限等)

第四条 自然科学館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自然科学館の施設設備若しくは展示物品をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。

三 物品を販売すること。

四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

五 その他知事が定める行為

第一条 この規則は、鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年七月鳥取県条例第二十七号）第四条の規定に基づき、

鳥取県立大山自然科学館（以下「自然科学館」という。）の管理に関し

(目的)

鳥取県立大山自然科学館管理規則

鳥取県規則第四十九号

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平林鴻三

規則

目次

◆規則 鳥取県立大山自然科学館管理規則

鳥取県立大山自然科学館管理規則をここに公布する。

第五条 知事は、自然科学館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然科学館の利用者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)
第六条 知事は、自然科学館の利用者が第四条第一項の規定に違反し、又は前条の規定による指示に従わなかつたときは、その者に対し、自然科学院からの退去を命ずることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 健康増進センター（第八十八条・第八十九条）」を

「第八款 健康増進センター（第八十八条・第八十九条）

第九款 自然科学館（第八十九条の二・第八十九条の三）」に改める。

第十条の二自然保護課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の

一号を加える。

四 自然科学館に関すること。

第四章第三節の二に次の一款を加える。

第九款 自然科学館

(名称及び位置)

第八十九条の二 鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例（

昭和五十一年七月鳥取県条例第二十七号）第二条の規定により設置された自然科学館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立大山自然科学館	西伯郡大山町

(分掌事務)

第八十九条の三 自然科学館は、大山の自然に関する知識の普及及び自然保护思想の高揚を図るために各種資料の展示その他の事務を分掌する。